

橘小いじめ防止基本方針

(1) いじめ防止に関する基本的な考え方

① いじめの定義

当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものをいう。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

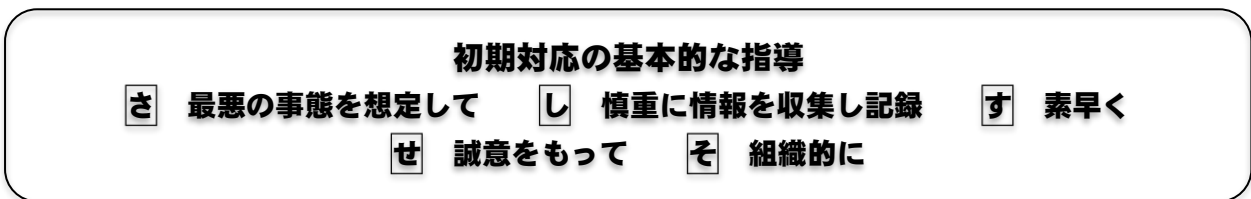
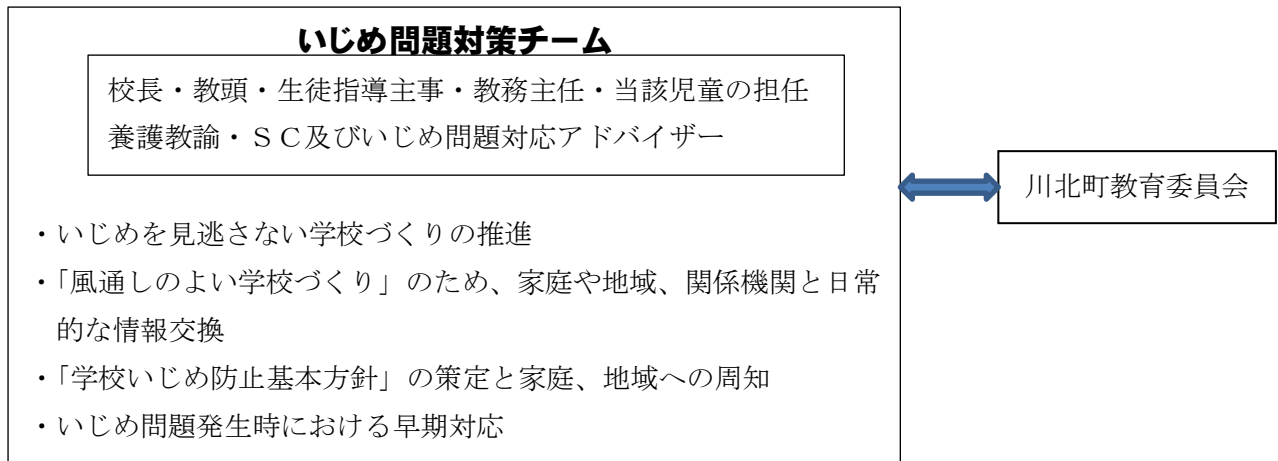
② 未然防止の基本姿勢

- (ア) いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ものであることを、全教職員が充分認識すること
- (イ) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底すること
- (ウ) **児童一人一人を大切に**する意識や、**日常的な態度が重要**であることを**教職員自身が認識**すること
- (エ) 定期的な調査だけでなく、必要に応じて**きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有**すること
- (オ) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続くことも少なくないことを認識すること

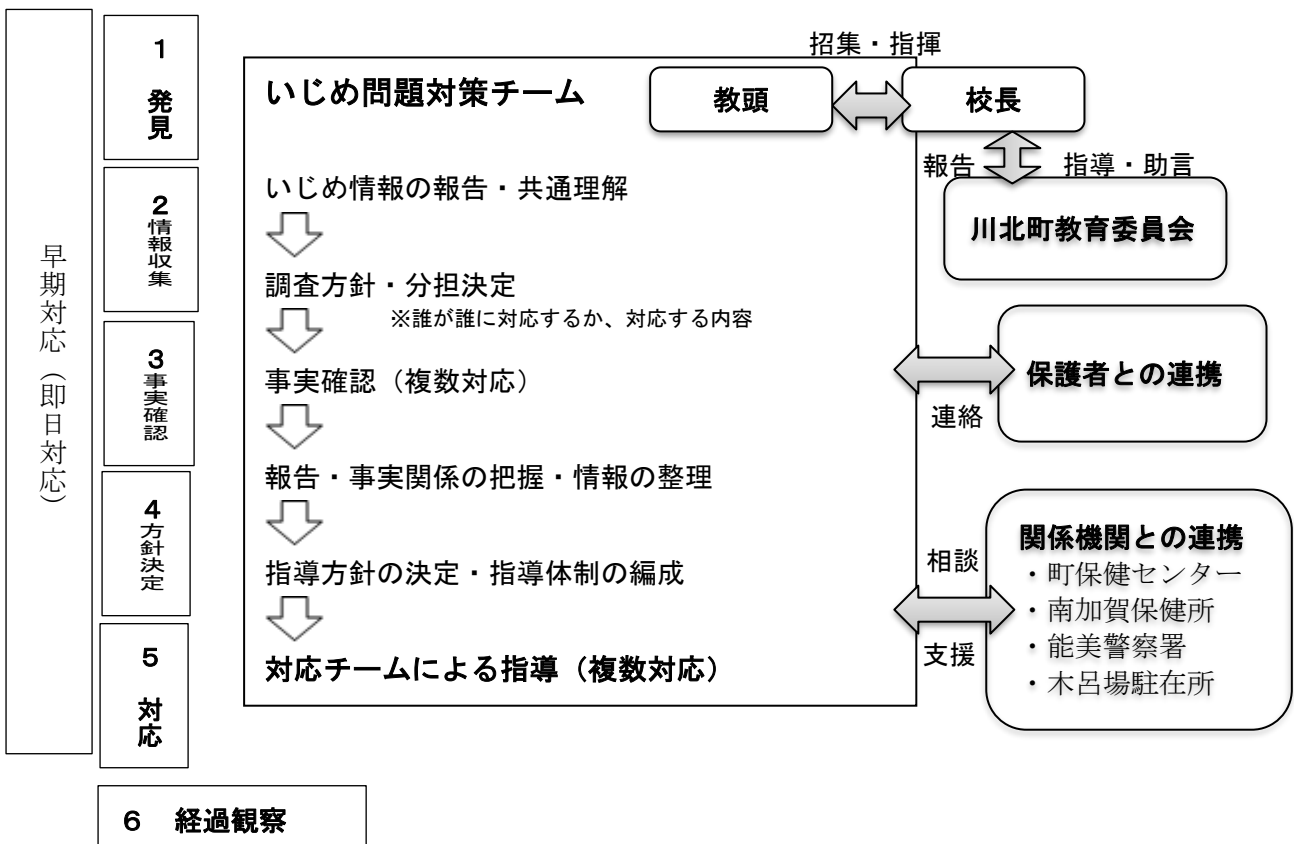
③ 学校の現状

全体的に明るい児童が多く、落ち着いた環境の中で学習が進められている。指示されたことには真面目に取り組むが、自ら考えて積極的に行動できる児童は少ない。本校は全学級が単級であるため、保育所からの人間関係が固定しがちであり、友人関係でのトラブルに発展する場合もある。年3回のいじめアンケートの他、毎月の児童理解の会、Q-U 検査を実施し、実態把握に努めている。

(2) いじめ対策・対応の校内体制



【いじめ発生時の組織的対応】



(3) いじめ防止対策の実施計画

月	取 組		
4月	いじめ防止基本方針についての検討、共通理解 人間関係づくり週間（担任との信頼関係構築） 児童理解の会（前年度の申し送り）	学習規律 規範意識の 徹底	生徒指導の4つの視点を意識した授業づくり 保護者との連携
5月	Q-U 検査と分析 児童理解の会（4月の様子、特別支援） スクールカウンセラーとの連携	↓	
6月	いじめアンケート① 面談週間 児童理解の会（いじめ、QU 結果）		
7月	児童理解の会（1学期の振り返り） 個人懇談会（保護者との情報交換） 地区別懇談会（いじめ対応についての説明、啓発）		
8月	いじめ問題に関する校内研修	学校行事の 充実	
9月	児童理解の会（学期はじめの様子）		
10月			
11月	Q-U 検査と分析 いじめアンケート② 面談週間 児童理解の会（いじめアンケートの結果）	↓ いじめについて考える 機会を設ける	
12月	人権集会 児童理解の会（2学期の振り返り） 個人懇談会（保護者との連携）		
1月	児童理解の会（学期はじめの様子）	↓	
2月	いじめアンケート③ 面談週間 児童理解の会（いじめアンケートの結果）	自らの成長を振り返り、 来年度の目標をもつ	
3月	児童理解の会（1年間の振り返りと来年度への申し送り 特別支援の申し送り）		

(4) 指導

未然防止

- ①全職員で**学習規律・規範意識**についての指導にあたり、たちばなっ子のきまり等を児童と共有し徹底する。
- ②Q-U 検査結果を生かし、児童の実態把握に努め、規律を守り、共感的な関係づくりを大切に**学級経営を充実**させる。
- ③**生徒指導の4つの視点を意識した授業づくり**を行う。授業が児童のストレスにならないよう、わかる授業づくりを進め、全ての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
- ④道徳の授業を中心に**道徳教育を充実させ**、児童の自己肯定感を高め、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

- ⑤学級担任、養護教諭、SCと情報共有し、教育相談の体制を整える。
- ⑥インターネットによる諸問題の対策として、使用状況の把握に努めるとともに、情報モラル教育を適宜行うなどして、迅速な対応を心がける。

早期発見・早期対応

- ①アンケートの活用と面談の実施 実態把握に努め児童の思いをくみ取る
- ②職員間の情報交換の場の設定
- ③保護者との連携
- ④SC、いじめ対応アドバイザー、児童館（学童保育）、地域の方との情報交換

いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告をする。（いじめ問題対策チームを中核にして）

学校がいじめの事実を確認した場合には、徹底して被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、被害児童、加害児童双方の家庭にいじめの実態や経緯などについて連絡し、家庭の協力を求めるとともに、いじめを見ていたり、周りではやしたてたりしていた児童に対する指導により、同種の事態の発生の防止に努める。

①子どもや保護者への対応

ア. 被害者（いじめられている子ども）への対応

- ・いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方になる。
- ・子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。
- ・必要があると認められるときには、一定期間、別室において学習を行うなどの措置を講ずる。

イ. 加害者（いじている子ども）への対応

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

ウ. いじめが起きた集団への対応

- ・いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- ・いじめの問題に、教師が児童生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

エ. いじめられている子どもの保護者への対応

- ・いじめの訴えはどんな些細な相談でも真剣に受けとめ、誠意ある対応をし、子どもを守り通すことを伝える。
- ・家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。
- ・保護者の気持ちを十分に受けとめて、対応策について協議する。
- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。

オ. いじている子どもの保護者への対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の、つらく悲しい気持ちに気づかせる。
- ・教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解するように要請する。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも言い聞かせてもらうよう要請する。

インターネットを通して行われているいじめへの対応

- ・早期発見の観点から、教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施するなどの方法により、インターネット上でのトラブルの早期発見に努める。
- ・学校や地域の実態及び児童の発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。
- ・インターネットの利用に関する親子のルール作りや児童同士のルール作りを推進する。
- ・SNS等を使用した仲間外しなどのいじめについては、被害児童及び加害児童双方から、十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考えさせる。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、必要に応じて警察や地方法務局の協力を求める。
- ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(5) 重大事態への対処

① 重大事態の例

- ・児童の生命に関わる場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
- ・いじめにより登校できない状況に至ったとき、また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

② 重大事態の報告

- ・重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ・協議の上、当該事案に対処する組織を設置し、調査などの対応を相談しながら行っていく。
- ・関係機関との連携を適切にとる。
- ・調査結果等については、児童・保護者に対し事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。